

令和3年度熊本市農業集落排水事業会計補正予算

令和3年度熊本市の農業集落排水事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,651千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ375,921千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費補正」による。

熊 本 市 長 大 西 一 史

第1表 歳入歳出予算補正

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 分担金及び負担金		824	△376	448
	10 分担金	824	△376	448
20 使用料及び手数料		32,870	411	33,281
	10 使用料	32,870	411	33,281
30 繰入金		336,576	△2,920	333,656
	10 一般会計繰入金	336,576	△2,920	333,656
40 繰越金		0	8,536	8,536
	10 繰越金	0	8,536	8,536
歳 入 合 計		370,270	5,651	375,921

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 総務費		261,987	5,651	267,638
	10 総務管理費	261,987	5,651	267,638
歳 出 合 計		370,270	5,651	375,921

第2表 繰越明許費補正

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
10 総務費	10 総務管理費	農業集落排水施設整備事業	71,796